

第 15 次第 5 回横浜市消費生活審議会 会議録	
日時	令和 8 年 9 月 2 日（水）午前 10 時 00 分～12 時 00 分
開催場所	横浜市役所 18 階共用会議室 みなと 4
出席者	天野委員、小野委員、河合委員、小坂委員、清水委員、城田委員、 永井委員、中島委員、花田委員 (オブザーバー) 横浜市消費生活総合センター 小川センター長、谷相談啓発課長、職員 (金井)
欠席者	福島委員
開催形態	公開（傍聴者 0 人）
議題	(1) 会議録確認者の選出について (2) 第 15 次審議会意見書について (3) 令和 9 年度「横浜市消費者教育推進計画」について (4) その他
決定事項	○会議録確認者は河合委員、永井委員とする。 ○第 15 次審議会意見書は、今回の意見を踏まえて最終調整を行い、確認は会長一任とし、確定することとする。また、確定版をもとに作成する「概要版」についても、確認は会長一任とする。 ○令和 9 年度「横浜市消費者教育推進計画」は、今回の意見及び新たな「方向性」を踏まえて今後横浜市において策定する。
	1 開会・事務連絡
天野会長	それでは、第 15 次第 5 回横浜市消費生活審議会を開会します。 本日は委員総数 10 名中、9 名出席のため、横浜市消費生活条例施行規則第 2 条に規定する会議開催の定足数を満たしていることを確認しています。
	2 議題（１）会議録確認者の選出について
天野会長	本日の会議録確認者 2 名ですが河合委員、永井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ～ 河合委員、永井委員了承 ～

	3 議題（２）第 15 次審議会意見書について
事務局	資料 2－1 により第 15 次審議会意見書案について説明
天野会長	ただいま、事務局から第 15 次審議会意見書案について説明がありました。こちらについて、ご意見をいただきたいと思いますのですが、その前に、前回もたたき台をご確認いただいた「横浜市消費者教育推進の方向性」自体の見直し案について、一部修正した更新版を資料 2－2としてお示ししていますので、先にこちらから説明をいただけますでしょうか。
事務局	資料 2－2 の修正内容について説明
天野会長	「方向性」の見直し案についても事務局から説明がありました。こちらの内容も踏まえて、改めて先程の意見書案について、ご意見や何か追加したほうがよいこと等がありましたらご発言をお願いします。
小野委員	内容はまとまっていますし、自分自身でも整理できましたので、よいかと思います。 今抱えている課題は、改めて考えてみると 3 点に集約されると思います。一つ目はデジタル化に伴う問題です。二つ目は、高齢者がデジタル化についていけないということです。三つ目は、高齢者に対する訪問販売です。若年者についても訪問販売による被害はなくはありませんが、多くはありません。 これは、いつも申し上げている安全確保地域協議会ともリンクする話ですが、横浜市であれば、地域ケアプラザとリンクした取組がよいと思います。 訪問販売については、見守り以外に有効な手段がありません。訪問販売の手口については、20 年前、30 年前と比べても状況はあまり変わっていません。 高齢者がデジタル化についていけないという課題については、現在、自分に適した決済手段が何かなどを相談する場がありません。インターネットで少し危ないと感じたときに相談できる場もなく、高齢者を抱えている家庭だと、結局地域ケアプラザしかないという状況だと思います。例えば「カードは利用限度額の低いものにしたほうがよい」といった助言ができる機会を作るとか、地域ケアプラザにそうした相談の仕組みを作ってはどうかという意見です。

天野会長	ありがとうございます。今の小野委員の意見は大体意見書には反映されていますかね。安全確保地域協議会の設置そのものまでは審議会の意見としてもまとまっていませんが、意見書3頁の下に今後も状況を注視しながら検討していくということについては記載しています。高齢者などへのデジタル化に関する啓発という視点では、11頁の「方向性4」に事業者とも連携した啓発という記載もありますし、地域ケアプラザと連携した取組についても「方向性2」に含まれていると思います。具体的な取組内容等については、この方向性を踏まえて今後検討していただくことになると思いますが、今回の意見書として盛り込むべきことは反映されているかなと思いました。 次年度の取組について等は後の議題でも取り扱うので、意見書に関して他にご意見等がありますでしょうか。
小坂委員	意見書については、追記してほしい事項は特にありません。ただ、2頁で気になっている点があります。消費生活推進員が減っており、代替策の検討が必要ということですが、もう少し具体的に、例えば推進員制度ではなく、相談員制度のような機能を持たせるなどすると、方向性の地域での啓発活動の活性化などにもつながるかと思いました。 地元に密着した、区ごとに派遣される相談員制度の充実というようなことを横浜市で取り組んでいただきたいと思います。
天野会長	現時点でそのような取組はありますか。
事務局	センターの相談員は、依頼があった場合には区役所で相談を受けることも可能です。一方で、相談についてはスピードが求められるため、電話相談が中心にはなります。 市民の方に担っていただくということになるとどうしても担い手不足ということになりますので、全市に向けた情報発信等ができるよう、啓発の取組を進めているところです。
小坂委員	あまり教育効果が出ていないように感じています。消費生活総合センターの相談員も実質的には人数が少ないと思います。電話相談もよいのですが、地域で住民の近くにいる人で、訪問するような人が、自分で解決できなくても、相談を受けてそれをつないでいくような制度があったらよいと思います。もちろん、地域ケアプラザや福祉関係者を入れるというのもよいと思いますが、全体広報では効果が薄いと思います。

天野会長	意見書としては、既存の制度を補完する代替策の検討が必要である旨が記載されています。今のお話は、その具体的な中身として、福祉関係者とはまた別に、身近に相談できる人がいたほうがよいというイメージでよろしいでしょうか。
小野委員	市として公式に回答することは難しいかと思いますが、実態として担い手となる人が高齢化していて追いつかないということがあると思います。また、区の単位でも規模が大きく、区ごとに相談できる制度を作るとなるとかなり大変だと思います。だから地域ケアプラザ単位という意見を申し上げているというのもあります。 さらに、デジタル化などで相談内容も複雑化しており、昔のように「訪問販売ならクーリング・オフ」のように簡単に解決できない案件が多く、我々弁護士でもどうしたらよいかわからないようなものもある中で、救急外来的な相談の制度をそう簡単には作れないと思います。 ただ、何か作るべきだとは思っているので、方向性としては同じなのですが、現実にはそのような課題があると思います。今回の意見書としては、引き続きそこは課題として、何をやるかは今後詰める必要があると思います。今「やれ」と言っても現場で「人がいない」で終わってしまうので。確かに、民生委員の高齢化などもかなり進んでいると思います。
天野会長	先ほどの2頁の記載に関しては、制度を見直すための視点を示した内容ですので、このままでよいのではないかと思います。 一方で、意見書10頁の「方向性1」の「相談等のアクションにつながるよう、相談窓口の周知」というところに「相談できる場所や手段の拡充」といった内容を追加するなどでしょうか。どうでしょう。
小坂委員	追加して大丈夫でしょうか。
事務局	ご意見としては承ります。ただ、すべてに対応ができるということではないということをご理解いただければと思います。
小野委員	今の天野会長の案を突き詰めていくと、横浜型の安全確保地域協議会を作るという話につながるような気がします。
河合委員	小野委員がおっしゃっていたとおり、地域ケアプラザとの連携は重要だと思います。ケアマネジャー等を対象とした消費生活講座も多く行われていますし、福祉関係者の間での相談窓口の周知という点ではだいぶ

	進んでいるのではないかと思います。 ただ、地域ケアプラザも現在はかなり業務が集中しており、パンク状態ではないでしょうか。すべての世代を対象として支援をしている素晴らしい施設だと思いますが、さらに役割を担ってもらうとなると難しい面もあると思います。 また、今回のアンケート結果を見ても、消費者ホットライン「188」の認知度が本当に低いと思います。「188」を周知する広報をもっと力を入れてやるだけでも全然違うはずです。広報であれば、相談員を設置するよりはハードルが低いと思います。 講座などをしていても「188」を知らない人は本当に多いですし、消費生活総合センターの場所を知らない方も多いので、まずはそのような相談窓口の周知・広報に力を入れていただきたいと思います。 その点については、意見書にも記載されているので、具体的にどうやるかというところですね。
中島委員	戸塚区では消費生活推進員が 170 人おり、市内で最も多いと聞いています。戸塚区では、消費者ホットライン「188」の啓発にも力を入れています。 消費生活推進員がいる地域では、相談窓口の周知や広報もできていると感じていますが、一方で、推進員がいない区もあるため、そうした地域では周知が十分に行き届いていないのではないかと思います。
天野会長	新たな相談制度を創設するということになると、根本的な議論が必要になります。 そのため、10 頁の「方向性 2」の「地域の見守りの担い手となり得る方への働きかけ」というところを、「地域の見守りの担い手となり得る方の育成及び働きかけ」というようにまとめるのではいかがでしょうか。 その上で、新たな制度の創設等に係る意見があったことも会議録には残しておきたいと思います。
小坂委員	最近のデジタル犯罪については、地域にいる主婦やケアマネジャーの方々に相談の担い手になっていただくにはハードルが高いと思います。 そのため、デジタル分野に強い相談員を増やすことや、予算をつけて担い手に対して報酬を支払うことなども含めて検討すべきではないでしょうか。本気で施策を進めない限り、被害は減らないという実感を持って

	いますので、ぜひよろしくお願いします。
河合委員	デジタル庁にはデジタル推進委員制度があり、高齢者等に対して地域で講座をやるとか、そのような仕組みがあります。「推進委員になる人にまず啓発をする」というようなことを国でもやっているのです、横浜市でも何かできることがあれば参考にさせていただくのもよいと思います。
小野委員	国策として、デジタル化を推進している関係で、規制があまり強くかけられないという現状があるような気がします。そうした前提で、現場でどのようにフォローしていくかという側面があると思っています。 私が一番申し上げたかったのは、デジタルをどう使えばよいというリテラシーをつけても、おかしい人が寄ってきたときにどう撃退するかという方向性はあまりない気がしているということです。
中島委員	デジタルに関する出前講座は県や市の事業を活用できます。ただ、来る方は来るが関心を持たない方は持たないという状況です。話を聞くと本当に勉強になるので、多くの方に聞いていただきたいです。 また、高齢者と接する機会が多いのですが、高齢者が相談しやすいのは地域ケアプラザか民生委員だと思います。民生委員も若い方もいらっしゃいますが、まず仕事で忙しいということと、電話番号を渡すのを避ける風潮もあると聞いていて、時代の変化もあり、民生委員のあり方も変わっていると感じています。やはり一番相談しやすいのは民生委員なので、その辺がうまく整理されるとよいと思いますが、難しいことではあると思います。
天野会長	今のお話は先程付け加えた「地域の担い手の育成」というところに含まれてくるということでよいですかね。 相談体制、特にデジタルの被害が起きた際の被害救済のための場所や制度等の確保という部分については、今回の「消費者教育推進の方向性を見直し」に関する意見書に具体的に盛り込むのは難しいかもしれません。今回の見直しによって消費者教育や啓発が推進され、多くの相談が寄せられたときに、その次の段階として、それを取りこぼさないように相談体制をしっかりと整備するようという働きかけはできるかと思います。その旨を会議録にも残した上で、今後私が意見書を渡す機会があるので、その際に少しお話させていただければと思います。 他に特にご意見がなければ、意見交換はここまでとさせていただきます。

	す。 本日いただいたご意見等に関する修正の可否や内容については、会長一任ということで私にお任せいただき、第 15 次横浜市消費生活審議会の意見書を確定することによろしいでしょうか。 ～一同了承～ また、意見書の確定後、概要版も作成いたしますが、その確認も会長一任ということでよろしいでしょうか。 ～一同了承～ ありがとうございます。それでは、今後の流れについて、事務局から説明をお願いします
事務局	資料 2－3 により今後のスケジュールについて説明
天野会長	ただいま説明のありました今後のスケジュールについて、なにか質問等があればお願いします。 ～質問等なし～ 特になければ、議題（2）は以上とさせていただきます。
	4 議題（3）令和 9 年度「横浜市消費者教育推進計画」について
事務局	資料 3－1～資料 3－4 により令和 9 年度横浜市消費者教育推進計画策定までの流れ等について説明
天野会長	ただいま説明のあった令和 9 年度の横浜市消費者教育推進計画について、重点的に取り組んだ方がよいことなど、何かご意見があればお願いします。
小野委員	総論としては異論はないかと思います。 ご提案ですが、先程も申し上げたとおり、令和 9 年度から 10 年度にかけて、1 か所か 2 か所でもよいので、試行的に取り組んでみてはいかがでしょうか。例えば、活力のある地域などで現場が手を挙げているところで試験的に運用してみるということです。やってみると色々と課題も

	わかるかと思います。
天野会長	それは、安全確保地域協議会のような仕組みを試行的に設けるということでしょうか。
小野委員	最初から協議会の名前を冠しなくてもよいと思います。個人情報収集・共有することについては難しい課題があると思いますので、それはせずに、地域ケアプラザから情報を吸い上げて、医療で言う総合診療科のような仕組みを作るということです。全国にも様々な形の仕組みがあると思いますので、横浜型として進めればよいのではないかと思います。試験的にやってみませんか、という意見です。重点項目に記載しなくてもよいと思いますが。
天野会長	どこかで試験的にでもよいのでネットワークづくりに力を入れてみてはどうかというご意見ですね。
小野委員	生活困窮者支援の窓口は比較的マンパワーがあると感じているので、そこと連携すればできるのではないかという気もします。もちろん、福祉分野も業務が増えてしまうという課題はありますが、マンパワーがあるところと連携し、その仕組みに乗せていくということではできないかと思います。
中島委員	生活困窮支援の方というのはボランティアですか。
小野委員	いえ、ボランティアではないです。国から下りてきている制度です。
中島委員	そうなのですね。ボランティアだと消費生活推進員と同じで町内会の役員ということになって、集まらないですね。
小野委員	縦割りのなところもあって、国が政策として下ろしているところは力点を置かれていて、そうでないところは予算がつかずに現場任せということもある。結局、消費者も福祉もやりたいことは見守りなので、仕組みを共有して横断的に作ってしまうという考え方もあると思います。
河合委員	連携や協働を謳っているので、よいと思います。
小野委員	他都市の例では、安全確保地域協議会を作ろうとなったときに、福祉分野から負担が増えるという抵抗感が強かったことがある。縦割りの現場を横断するような仕組みを実験的にでも作ってみたいと思っています。そのようなニーズは間違いなくあると思います。
事務局	少し補足させていただきます。

	横浜市では、各区に既に地域包括ケアシステムがあり、そこに対する働きかけは以前から行っています。地域ケア会議で消費生活の議題が出れば消費生活総合センターの職員が参加して、各関係者と議論しています。 一方で、既にこうした仕組みが出来上がっている中で、区ごとに新たな組織や制度を設置することについては難しい面もあります。事務局機能をどこが担うのかということや、担い手が不足しているという課題もある中で、新たな組織を立ち上げるのは現実的にはなかなか難しいというところはございます。
小野委員	そんなに大がかりなものを想定しているわけではありません。 例えば、情報を集約できる掲示板のような仕組みがあればよいのではないかと考えています。横浜市の消費生活センターは一か所しかないため、現状では電話対応を中心にせざるを得ません。 そのため、新たな組織をつくるというよりも、関係者同士が情報交換できる掲示板のようなものがあればよいのではないのでしょうか。
事務局	センターでは、電話相談のほか、メール相談や面接相談も受け付けています。全国でも消費生活センターは基本的に1か所で、電話相談がメインというのは同じだと思いますが、メール相談等とは違う仕組みを作るイメージでしょうか。
天野会長	小野委員がおっしゃっているのは、消費者からの相談ではなくて、既に地域で担い手となって活動している方々が専門家に相談したり、情報交換したりできる仕組みを設けるという趣旨ではないのでしょうか。
小野委員	弁護士同士でも、専門性の高い相談があったときに、詳しい人にアドバイスを求める仕組みがあります。
天野会長	現状でいうと、地域ケアプラザと消費生活総合センターの間のホットラインのような仕組みがありますよね。
事務局	あります。ですので、現場で解決できないことは専用回線でセンターの相談員につながりますし、相談員同士でも経験豊富な相談員と協力して対応するなどしています。さらに難しい相談に関しては、月に何回か弁護士の方にセンターにお越しいただいて、相談させていただく仕組みもあります。
天野会長	そうすると、さらにその下のレベルで情報交換のネットワークがある

	とよいのかなというのと、「188」の認知度を高めるという観点で、周知の方法についても工夫していく必要があると思います。「188」の認知度を上げるために、何かご意見はありますか。
小野委員	悪い意味ではなく、大したことではないと思われるような相談の中に、実は重要な問題が隠れているケースがあると思います。そういう場合に、先程の仕組みは使いづらいということもあるのではないかと思います。地域ケアプラザのルートを通じた相談は多いのでしょうか。
事務局	数としてはそれほど多いわけではないです。周りの支援者がおらず、ご家族も頼れないといった場合に活用いただく想定なので、ものすごく多くの相談が地域ケアプラザ経由で寄せられているというイメージではありません。
中島委員	民生委員から聞いた話では、積極的に訪問して拾い上げてくださる方もいれば、そうでない方もいて、ご自身で地域ケアプラザに行ける方もいますし、個人の資質や、状況によるところも現場では難しいと感じます。
小坂委員	「188」の認知度を高めるためには、地域で相談を受けられる人を増やしていくのがよいと思うので、令和9年度からそうした取組をするなら、組織を作ってほしいと思います。試験的にやるのはすごくよいと思います。 それと、SNS の、犯罪ではないですが、非常に巧妙な手口があつて、例えば定期購入などの潜在的な被害が相当数あるのではないかと実感しています。今は個人の責任としてうやむやになってしまっていますが、本当にそれでよいのかという問題意識があります。 また、人材をどこから掘り起こしてくるのかという観点では、私が関わっている生協の理事の方々も仕事と両立しながら活動していますし、週に数日働きながら地域での活動に参加している方も多くいます。そういう方が相談員として、一定の報酬があれば人材はいるのではないかと思います。男性でもフルタイムにこだわらず家庭と両立しながら柔軟な働き方をしている方はいます。ボランティアでは時間も取られますし、難しいですね。40代、50代で SNS に強い方も多いため、「相談員をやりませんか」と公募すれば、担い手を確保できる可能性もあるのではないのでしょうか。

	その意味でも、まずは試験的な取組として実施してみることが重要だと思います。一意見として。
天野会長	費用の問題は非常に難しいですね。無償で担い手を確保するのも困難ですが、有償にすると最低賃金よりは払わないといけないとか、そういう論点もありますよね。 たしかに人材を掘り起こしていくためには、予算措置なども含めてうまく工夫できる方法があるとよいのだろうとは思いますが。
小坂委員	夏休みに企業が子供向けに講座を開いていたりもするので、そういった研修を受けたりすれば相談員としてスキルアップできるのではないのでしょうか。
河合委員	「188」の周知に関してですが、災害用伝言ダイヤルについても、なかなか普及しなかった経緯があると思います。こういったものの認知度を高めるには、やはり地道に時間をかけて取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。災害用伝言ダイヤルは現在ではある程度普及していると思うので、どのような方法で普及してきたのかを参考にしてみるのもよいと思いました。
天野会長	具体的な方法となるとなかなか難しいですね。
河合委員	認知症サポーター制度がありますよね。そういったところと連携するのはどうでしょうか。認知症サポーターはボランティアですか。
事務局	ボランティアです。講習などを受けられた方に、その証明となるものをお渡ししています。
河合委員	そうした認知症サポーターの方々に、消費者被害に関しても学んでいただくのもよいのではないのでしょうか。
小野委員	消費生活総合センターでは、支援者からの相談は無条件に受けていますか。こういう方がいるが、どうしたらよいかというような。
事務局	それは当然受けています。本人が相談できないというときは、そのために専用回線等も設けていますので。 河合委員のご意見に関して、地域の見守りの担い手に対する働きかけや研修の案内等は継続的に行っていますが、認知症サポーターに対しては行っていなかったもので、参考にさせていただきます。
河合委員	お金が出ないからやらないというのも少し違うかもしれないなという気もして、社会貢献としてできることがあれば何かやりたいということ

	もあると思います。ただ、消費生活推進員は、私もやったことがありますが、すごく大変ですよ。ここまではできるけどそれ以上はできないという方もいるので、それぞれの方が自分に合った形で活動できるような仕組みが作れたらよいと思います。
天野会長	消費生活推進員は町内会単位で活動していますよね。
中島委員	そうですね。ただ、それが最近では町内会から人選ができないということも出てきています。順番でなった場合などは熱量が低いということもあります。戸塚区はたまたま人数が多いのですが、少ない区はどのような活動ができているのだろうかというところがあります。
天野会長	地元では町内会の加入率は高いのですが、消費生活推進員単独ではなくて、福祉と抱き合わせのような形でやっていました。年2～3回くらいの活動で、チラシを配るのと、勉強会という感じでした。
中島委員	本当にあり方次第で、組織の考え方が違っているとやりにくいですし、色々な委員などに人数を出すのが大変なので、消費は出さないという場合もありますね。
天野会長	人材の掘り起こしは確かに非常に重要なことだと思います。
清水委員	町内会組織そのものが高齢化しており、若い世代の参加が少なくなっています。30数世帯あって、加入者が片手に収まる数しかないということもあります。町内会自体が古い組織になってしまっていて、加入を呼び掛けても「何のメリットがあるのか」と聞かれてしまいます。 そのような状況を考えると、従来のように町内会組織に頼っていくというのは時代に合わなくなっているのかなと思います。
小野委員	雑感になりますが、横浜市内でも元々農村だったところは町内会の活動でお祭りが残っていたりと、地域活動も残っているように感じます。
永井委員	「188」の認知度の問題はもちろん大きいのですが、消費生活総合センターについては、そもそも相談件数が少なくて困っているのか、それとも現在の件数とのバランスが取れているのか、あるいは相談が多くて対応に苦慮しているのか、そのあたりの状況をお聞きしたいと思います。 また、たしかに高齢者等の弱者救済の視点は重要ですが、消費生活総合センターはもう少しユニバーサルに考えてもよいのではないかと思います。個人的には、「押し買い」に関する被害の事例が新鮮に感じられました。近年は事業者にとってもカスタマーハラスメントが大きな問題と

	なっていますし、意外に事業者側も被害者となりうる側面もあり、同じ立場でもあります。
事務局	件数については、トラブルに遭ったが相談していない割合が一定程度あり、相談はしていてもセンター以外への相談の場合もあるので、潜在的には被害救済できる案件はもっと増えると思っています。
永井委員	まだまだセンターで受けるキャパシティはあるのに、広報が足りていないという認識ですか。
事務局	キャパシティが足りているかという点非常に難しいですが、もっと件数が増えていけば人員増という話にもなっていくと思っています。
永井委員	今現在の問題もあると思いますが、10年単位で考えれば、AI化できるところはして、問題があるところだけ人間が対応するなど、時代の変化に合わせて迅速に対応していかなければならないと思います。一方で弱者救済もしっかりとやりながら、という流れなのかなと思います。
天野会長	確かにそうですね。
事務局	おっしゃる通りかと思います。
清水委員	相談につながる人が3割くらいしかいないということですが、私の知り合いでも、相談はしたいけど、「仕事をしていて時間が合わない」「お昼休みもつながらない」「何日か繰り返しているとあきらめてしまう」という方がいます。仕事をしていると電話ができない、時間がないという意見もあります。
河合委員	メール相談もやっていますよね。
事務局	はい。
清水委員	メール相談も、実際にはメールを打つ時間すらなかなか取れないという話も聞きます。
中島委員	「188」を広めたいということで、ドラッグストアなどで警察の防犯のチラシを見ることはありますが、放送などは聞いたことがないですね。スーパーの放送などで周知ができれば、PR効果があるのではないかと思います。
事務局	放送による周知という点では、ごみ収集車の広報放送を活用した啓発は今年度実施する予定です。
中島委員	繰り返して、結構頭に残りますよね。そういうのも一つの手段として

	よいかと思います。
清水委員	デジタルプラットフォームを悪用した詐欺行為が増えているということに関して、8月7日に総務省などの関係省庁がプラットフォーム運営者側へ「なりすまし広告による詐欺への対策」についての合同要請を実施し、10月16日までに文書での回答を求めているとのこと。 突然広告が出てきて、有名人が登場し、今日登録すれば老後の資金の心配がなくなるとか、そういった内容です。本当にリアルな動画で、かなり蔓延していると感じます。 こうした状況を踏まえると、現在でももちろんですが、来年度以降の大きな課題になるのではないかと感じています。
小野委員	本物かどうかを見分けることが非常に難しいと思います。 見た目も非常にリアルになっており、一般の方が本物か偽物かを判断するのは簡単ではありません。そのため、「こういう点を確認する」「こういう場合は疑う」といった見分け方をマニュアル化して分かりやすく周知していく必要があるのだろうと思います。
天野会長	それは本当に啓発の課題でしょうね。 他になれば、議題（3）に関する意見交換は以上とさせていただきます。
事務局	それでは、議題（3）の「消費者教育推進計画」につきましては、本日いただいたご意見も参考に、新たな「方向性」の内容も踏まえまして、庁内で調整し、策定させていただきます。よろしくお願いします。
	5 議題（4）その他
事務局	第15次審議会における被害救済部会の開催状況等について報告（報告内容） ・第15次審議会の部会は「消費者被害救済部会」のみで、城田委員、小野委員、中島委員、花田委員に部会の委員を務めていただいた。 ・結果として会期中付託に至った案件はなかったが、令和7年12月に第1回の部会を開催し、部会長の選出（城田委員）及び付託があった場合の被害救済に向けた流れの確認、今後の対応方針等についてご審議をいただいた。
天野会長	実際に部会に取り上げるまでには至らなかったが、候補となる案件は上

	がっていたのでしょうか。	
事務局	件数は少ないですが、事業者側に付託を検討していることを伝えたと ころ、返金に応じた例はあるので、一定のけん制手段にはなっていると思っ ています。	
	6 事務連絡等	
事務局	委員の皆様におかれましては、2年間に渡り、熱心にご審議いただき 本当にありがとうございました。第16次も引続き委員をお引き受けいた だく方につきましては、委嘱手続等について別途連絡をさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。	
	7 閉会	
天野会長	それでは、これをもちまして、第15次横浜市消費生活審議会を閉会と します。2年間ありがとうございました。	
資料	資料1	第15次横浜市消費生活審議会 委員名簿
	資料2-1	第15次審議会意見書案
	資料2-2	「横浜市消費者教育推進の方向性」見直し案
	資料2-3	今後のスケジュール（予定）
	資料3-1	令和7年度消費生活相談の傾向（記者発表資料）
	資料3-2	令和8年度重点取組事項
	資料3-3	令和8年度重点取組事項及び該当事業・実績（8月末時 点）
	資料3-4	令和8年度横浜市消費者教育推進計画（抜粋）